

保福介第121号  
平成29年4月28日

指定家事支援型訪問サービス事業所 管理者 様  
指定交流型通所サービス事業所 管理者 様  
指定運動型通所サービス事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う  
実施上の留意事項について (通知)

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成29年4月1日より、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を告示いたしました。

当該基準の制定に伴う実施上の留意事項は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）第一及び第二の1を準用するほか、介護予防訪問介護サービス費については同通知第二の2、介護予防通所介護サービス費については同通知第二の7、介護予防ケアマネジメント費については同通知第二の12を準用し、家事支援型訪問サービス費、交流型通所サービス費及び運動型通所サービス費に係る留意事項は別紙のとおり定めましたので、その運用について遺漏ないよう御留意願います。

問い合わせ先

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課

介護保険係 担当 田島・田辺 TEL：048-829-1264

事業者係 担当 百澤・笠崎 TEL：048-829-1265

(共通) FAX：048-829-1981

(共通) Mail：kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

## 別紙

### 第1 家事支援型訪問サービス

#### (1) 家事支援型訪問サービスの対象となるサービスの範囲について

2(1)注1の「家事支援型訪問サービス」の対象となるサービスの範囲については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)にて規定されている生活援助で行うことができる行為とする。

#### (2) 算定の基準について

- ① 家事支援型訪問サービスの所要時間については、実際に行われた家事支援型訪問サービスの時間ではなく、家事支援型訪問サービス計画において位置付けられた内容の家事支援型訪問サービスを行うのに要する標準的な時間とする。
- ② 家事支援型訪問サービスの所要時間は、地域包括支援センターの担当職員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。
- ③ 家事支援型訪問サービスは、1月に5回を限度として算定する。

#### (3) 2(1)注2家事支援型訪問サービス事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱いについて

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(以下「算定に関する留意事項通知」という。)第2の2(11)を参照すること。

#### (4) 初回加算について

- ① 本加算は、利用者が過去2月間(暦月)に、当該家事支援型訪問サービス事業所において、家事支援型訪問サービスの提供を受けていない場合に算定されるものである。
- ② サービス提供責任者が、家事支援型訪問サービスに同行した場合については、さいたま市家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱(平成29年さいたま市告示第512号)第20条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、家事支援型訪問サービスに要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要でなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

#### (5) 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算の内容については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成29年3月9日老発0309第5号、厚生労働省老健局長通知。以下「介護職員処遇改善加算通知」という。）の単位数の算定方法を除き、参照すること。

### 第2 交流型通所サービス

#### (1) 算定の基準について

- ① 交流型通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、交流型通所サービス計画に位置付けられた内容の交流型通所サービスを行うための標準的な時間とする。
- ② 交流型通所サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まないものとする。
- ③ 交流型通所サービスは、1月に5回を限度として算定する。
- ④ 災害時等の取扱いについては、算定に関する留意事項通知第2の7（5）災害時等の取扱いと同様とする。

#### (2) 4（1）注4送迎を行わない場合の減算について

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

#### (3) 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算の内容については、介護職員処遇改善加算通知の単位数の算定方法を除き、参照すること。

### 第3 運動型通所サービス

#### (1) 算定の基準について

- ① 運動型通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、運動型通所サービス計画に位置付けられた内容の運動型通所サービスを行うための標準的な時間とする。
- ② 運動型通所サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まないものとする。
- ③ 運動型通所サービスは、1月に4回を限度として算定する。
- ④ 災害時等の取扱いについては、算定に関する留意事項通知第2の7（5）災害時等の取扱いと同様とする。

(2) 4 (1) 注4 送迎を行わない場合の減算について

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

(3) 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算の内容については、介護職員処遇改善加算通知の単位数の算定方法を除き、参照すること。